

通常模型 老健 基本利用料金表 《通所リハビリテーション6時間以上7時間未満》

介護度	負担割合	保険負担金/日	入浴介助加算Ⅰ	中重度者ケア体制加算	サービス提供体制強化加算Ⅱ	① 保険適用分計/日	食費	日用品費	教養娯楽費	② 自費分計/日	①+② 小計/日	負担割合
要介護1	1割	763	43	22	20	848					1,698	1割
	2割	1,525	86	43	39	1,693	600	150	100	850	2,543	2割
	3割	2,287	128	64	58	2,537					3,387	3割
要介護2	1割	907	43	22	20	992					1,842	1割
	2割	1,813	86	43	39	1,981	600	150	100	850	2,831	2割
	3割	2,719	128	64	58	2,969					3,819	3割
要介護3	1割	1,046	43	22	20	1,131					1,981	1割
	2割	2,092	86	43	39	2,260	600	150	100	850	3,110	2割
	3割	3,138	128	64	58	3,388					4,238	3割
要介護4	1割	1,212	43	22	20	1,297					2,147	1割
	2割	2,424	86	43	39	2,592	600	150	100	850	3,442	2割
	3割	3,636	128	64	58	3,886					4,736	3割
要介護5	1割	1,376	43	22	20	1,461					2,311	1割
	2割	2,751	86	43	39	2,919	600	150	100	850	3,769	2割
	3割	4,126	128	64	58	4,376					5,226	3割

～加算項目（該当する方のみにかかる費用）～

(単位:円)

項目	金額	1割負担	2割負担	3割負担	備考
退院時共同指導加算	1回	640	1,280	1,919	
若年性認知症利用者受入加算	1日	64	128	192	
口腔機能向上加算Ⅱ	1回	171	341	512	月2回まで
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日	118	235	352	退院・退所後3ヶ月以内
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	1回	256	512	768	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	1ヶ月	2,047	4,094	6,141	
栄養アセスメント	1ヶ月	54	107	160	
生活行為向上リハビリテーション実施加算～6ヶ月	1ヶ月	1,333	2,665	3,998	
中重度者ケア体制加算	1ヶ月	22	43	64	
リハビリマネジメント加算ロ ～6ヶ月	1ヶ月	633	1,265	1,897	
リハビリマネジメント加算ロ 6ヶ月～	1ヶ月	291	582	873	
リハビリテーション提供体制加算	1回	26	51	77	6時間以上7時間未満の場合
科学的介護推進体制加算	1回	43	86	128	

※上記のほか、介護職員処遇改善加算Ⅰ(所定単位数×4.7%)及び介護職員特定処遇改善加算Ⅱ(所定単位数×2%)

ベースアップ等支援加算(所定単位数×1%)が加算されます。

通常規模 老健 基本利用料金表 《通所リハビリテーション6時間以上7時間未満》

エスポワール船橋
2024.04.01
(単位:円)

要支援度	負担割合	保険負担金/月 (送迎・入浴含む)	科学的介護推進体制加算	サービス提供体制強化 加算Ⅲ	① 保険適用分計/月	食費	日用品費	教養娯楽費	② 自費分計/日	①+② 合計 月4日
要支援 1	1 割	2,418	43	26	2,487					5,887
	2 割	4,836	86	51	4,973	600	150	100	850	8,373
	3 割	7,253	128	77	7,458					10,858
要支援 2	1 割	4,507	43	52	4,602					8,002
	2 割	9,014	86	103	9,203	600	150	100	850	12,603
	3 割	13,521	128	154	13,803					17,203

～加算項目（該当する方のみにかかる費用/1ヶ月）～

(単位:円)

項 目	1割負担	2割負担	3割負担	備 考
退院時共同指導加算	640	1,280	1,919	
口腔機能向上加算Ⅱ	171	341	512	口腔機能向上を目的として口腔清掃、摂食・嚥下機能訓練を実施した場合
栄養アセスメント	54	107	160	低栄養状態の改善を目的として、栄養管理を実施した場合
生活行為向上リハビリテーション実施加算～6ヶ月	599	1,198	1,797	

※上記のほか、介護職員処遇改善加算Ⅰ(所定単位数×4.7%)及び介護職員特定処遇改善加算Ⅱ(所定単位数×2%)
ベースアップ等支援加算(所定単位数×1%)が加算されます。